

令和4年度一宮市小規模保育事業A型募集要項

1 募集の趣旨

本市では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、その中で地域型保育事業の整備について、各事業の特性、利用者の希望や乳児定員の充足状況などを考慮して拡充を検討することとしています。

同計画では、3歳未満児の定員について必要利用定員総数を上回る定員を確保しているものの、今後増加する保育のニーズに対応するために保育の提供体制の確保が必要となっています。そのため、3歳未満児の保育の提供量の確保を目的とし、地域型保育事業のうち小規模保育事業A型を実施する事業者を募集します。

2 募集条件

令和4年10月1日に開所する小規模保育事業A型の運営を希望する者であり、かつ、以下の要件を満たすものであること。

- (1) 事業実施者が社会的信望を有すること。
- (2) 直近の会計年度において、事業実施者の小規模保育事業以外の事業を含む全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容が適正であること。
- (3) 事業を実施するために必要な経済的基礎として、地域型保育給付費の概ね2か月以上に相当する資金を普通預金等により常時保有していること。
- (4) 賃貸物件を賃借して実施する場合、1年間の賃借料に相当する額を、安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通預金、定期預金、国債等）により保有していること。なお、賃借料は地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (5) 事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (6) 代表者又は役員が一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。
- (7) 事業実施者になろうとする者が、本事業を実施するにあたり安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。
- (8) 市税等の滞納をしていないこと。
- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に該当しないこと。
- (10) 事業実施の申請時（公募申請書提出時）において、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のうちいずれかの運営の実績があること、若しくは認可外保育施設の開設の届出日より本市で1年以上又は他市区町村で3年以上の認可外保育施設の運営の実績があること。
- (11) 事業実施者及び事業実施者が現に運営している施設について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、文書

指摘を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の取り扱いとする。

- (12) 保育事業に係る関係法令等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、関係法令等に従った運営を適切に行う能力を有すること。
- (13) 本市職員が随時実施する実地指導・監査に、積極的に協力すること。
- (14) 事業を実施する施設の確保が確実に見込まれること。
- (15) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (16) 施行令第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている事業者でないこと。
- (17) 本市から指名停止措置を受けている事業者でないこと。

3 募集地域

募集地域	募集施設数
①妙興寺駅周辺（牛野通1～4丁目、観音寺1丁目、下川田町1～5丁目、八町通1～2丁目、花池2～4丁目、宮地1～2丁目、妙興寺1～2丁目、大和町宮地花池、大和町妙興寺）（次ページの図1を参照）	2施設 （ただし、 ①～③の地域ごとに1施設まで）
②今伊勢・石刀駅周辺（今伊勢町）（次ページの図2を参照）	
③宮西・神山・大志・丹陽町・木曾川町連区（4ページの図3を参照）	

※特に開所が望まれる、妙興寺駅周辺、今伊勢・石刀駅周辺、木曾川町連区に開所する場合、選定の際に加点します。

※施設の開所に係る改修費、賃借料等に対する補助制度があります。詳しくは8ページ「7 開所に係る補助金について」をご確認ください。

※募集地域のうち市街化調整区域では、原則、賃貸物件を賃借して事業を実施することはできません。

图1 ①募集地域：妙興寺駅周辺

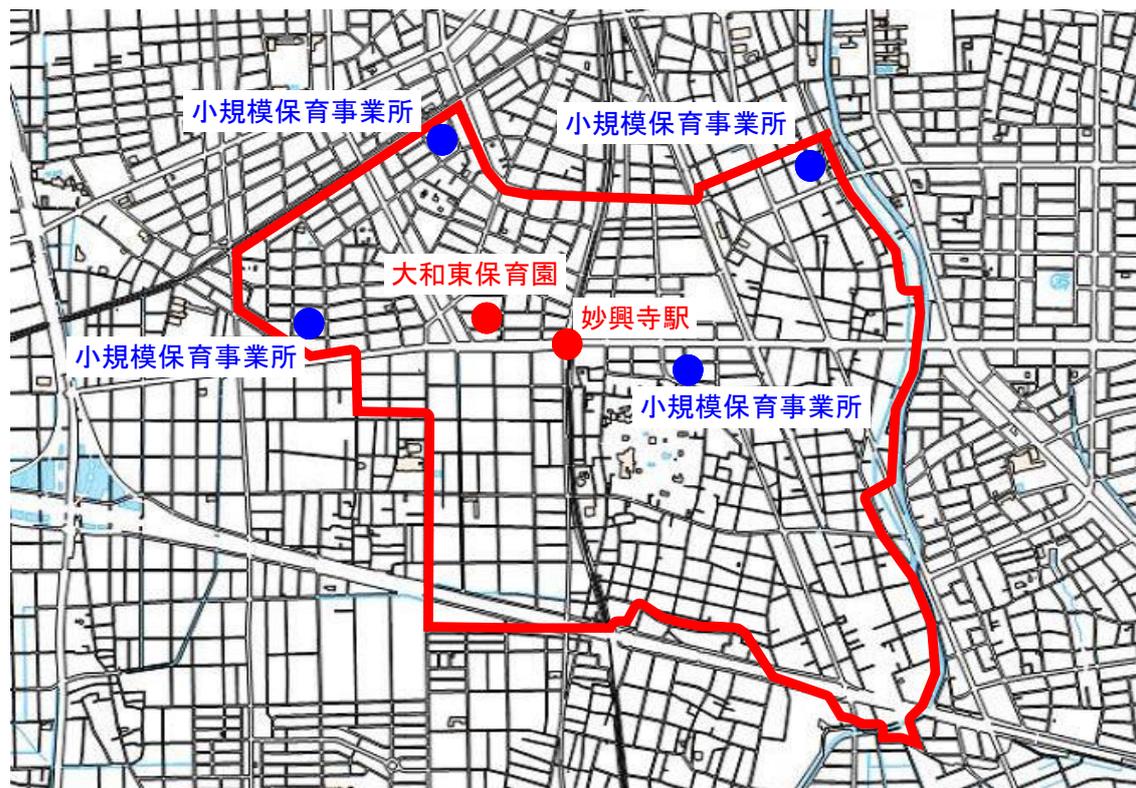


图2 ②募集地域：今伊勢・石刀駅周辺

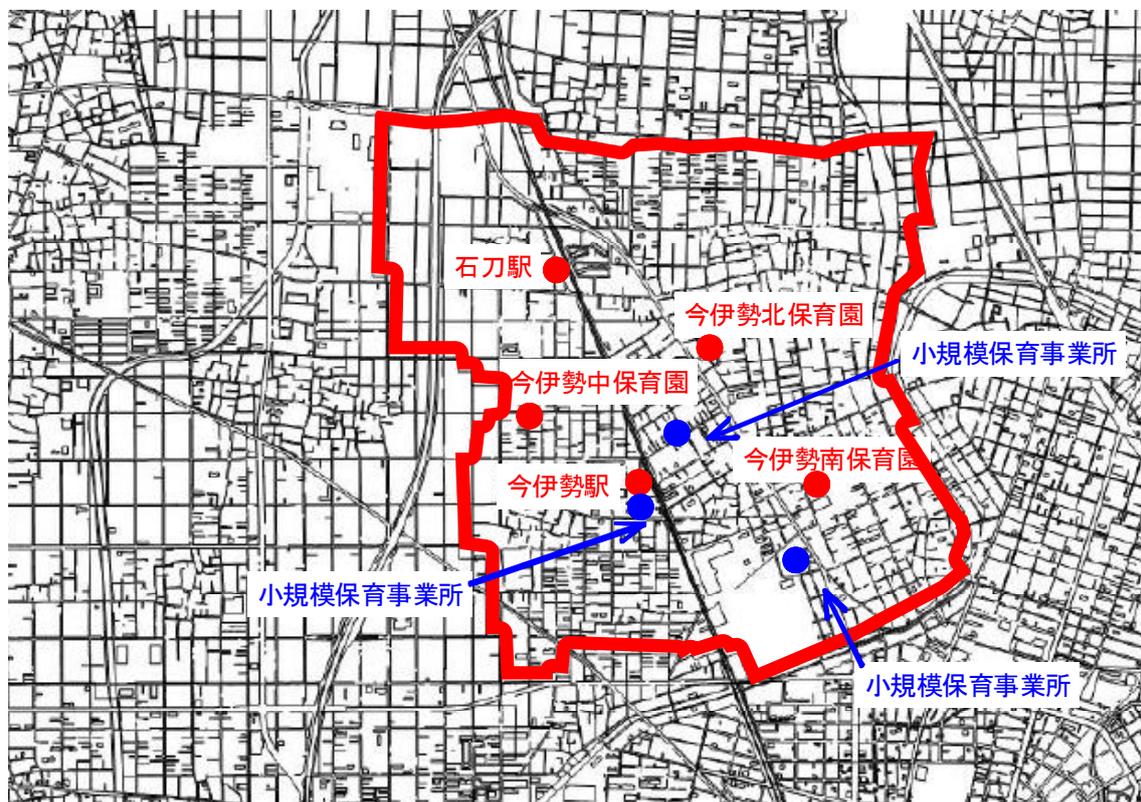


図3 ③募集地域：宮西・神山・大志・丹陽町・木曾川町連区



4 小規模保育事業所の施設及び設備に関する条件

- (1) 小規模保育事業は、事業実施者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。なお、建物を賃借する場合は、原則として、地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。ただし、建物の賃貸借契約において賃借期間を10年以上としている場合や、貸主が地方住宅公社など信用力の高い主体である場合は、登記を行わないこととできる。
- (2) 施設は、事業者が確保するものとし、開所予定日どおり開所すること。
- (3) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を設けること。
- (4) 衛生的な調理設備及び便所を設け、保育室等と区画されていること。
- (5) 沐浴できる設備を確保すること。（浴室可）
- (6) 乳児室又はほふく室は、0歳児又は1歳児1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室は、2歳児1人につき1.98㎡以上であること。
- (7) 保育室等は、原則として1階とする。保育室等を2階に設ける建物は、別紙1のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は別紙1の各号の要件に該当するものであること。
- (8) 児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (9) 消防法（昭和23年法律第186号）における防火設備等の対応ができる建物であること。事業実施施設に必要な設備等については、平面図など必要な資料を持参

の上、事前に一宮市消防本部予防課指導担当に相談すること。

- (10) 事業実施施設の敷地内に、2歳児1人あたり3.3㎡以上の屋外遊戯場があること。ただし、敷地内に屋外遊戯場を確保することが困難な場合は、事業実施施設の付近（幼児が徒歩で概ね15分以内）にある屋外遊戯場に代わるべき場所（公園、広場、寺社境内）があること。
- (11) 新耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され、工事着工された物件については、耐震調査を実施し、耐震上問題がないことが確認された建物であること又は耐震補強済の建物であること。
- (12) 建物の当該事業に係る延床面積が200㎡を超える場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める保育所への用途変更が可能であること。ただし、延床面積が200㎡以下の場合であっても建築基準法で定める保育所の基準を満たすこと。
- (13) 事業実施施設について、建築基準法に基づく建築確認済証・検査済証（紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能）が確認できること。なお、検査済証の交付を受けていない建物での事業の実施は不可とする。

5 小規模保育事業所の運営に関する条件

- (1) 小規模保育事業の利用定員は6人以上19人以下とする。また、対象児童は3歳未満児とし、年齢別の受入れ人数を定めること。ただし、定員構成は0歳児（3人以上） \leq 1歳児 \leq 2歳児とすること。（最終的な定員構成については、市と協議の上決定）
- (2) 施設には、施設長、保育士、調理員及び嘱託医（歯科医を含む）を配置すること。ただし、事業実施者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等（以下「給食搬入施設」という。）又は連携施設から食事を調理・搬入する場合あるいは調理業務の全部を委託する場合は調理員を配置しないことができる。
- (3) 施設長は、以下の要件をすべて満たすこと。
 - ①専従及び常勤職員であること。
 - ②保育士資格を有する者であって、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び地域型保育事業で2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。
- (4) 保育士の数は、0歳児の児童3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上とした上で1人以上追加配置し、その半数以上は常勤（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者）とすること。なお、施設長についても必要人数に含むことができることとする。また、保健師又は看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。
- (5) 保育士は、原則として調理業務を兼務しないこと。
- (6) 保育士は、常時複数配置すること。

- (7) 日曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日以外は、原則開所すること。
- (8) 開所時間は、原則11時間以上とすること。
- (9) 保護者から徴収する利用者負担額は、本市が定めた基準額を事業者が徴収し、運営費に充当すること。

6 事業実施者の遵守事項

- (1) 施設の設置・改修にあたり、消防法、建築基準法、児童福祉法等関係法令を遵守すること。また、平面図を作成するにあたり、事業実施施設の改修を担当する設計士を交え、事前に一宮市まちづくり部建築指導課に相談すること。

(2) 保育に関すること

- ①保育の内容は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準拠するとともに、小規模保育の特性に留意して、保育する児童の状態に応じた保育を行うこと。
- ②施設長は、利用児童の発達過程に応じた「保育の計画」及び「一日の保育内容」を作成し、保育を行うこと。
- ③施設長は、利用児童の保育の状況に関する記録を整備しておかなければならない。また、記録に基づき、実践を振り返り、保育の内容の向上に努めること。
- ④児童の使用する設備又は遊具等については、安全かつ衛生的な管理に努めること。
- ⑤必要な医薬品、その他の医療品を備えること。
- ⑥事業実施施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずること。
- ⑦給食業務に従事する職員は、月1回以上検便を実施するとともに、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行う等、細心の注意を払うこと。
- ⑧調理の施設、設備、器具、原材料の取扱い等については、衛生的な管理を徹底するために、自主点検を毎日実施すること。
- ⑨利用児童に対し、保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じ行うこと。また、歯科検診も年に2回行うこと。
- ⑩職員に対し、年1回健康診断を行うこと。
- ⑪常に利用児童の健康と発育の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図ること。
- ⑫保育士等の資質向上に向けて、研修受講の機会を設けること。
- ⑬保育士等の雇用にあたっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）など関係法令を遵守すること。

(3) 給食に関すること

利用児童に対して、食事の提供を行うこと。食事を提供するときは、原則として、事業実施施設内で調理する方法によること。なお、調理業務を委託する場合には、「保

育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)の内容に留意すること。ただし、給食搬入施設又は連携施設において食事を調理・搬入し提供する場合には、この限りでない。

(4) 安全対策に関すること

- ①保育中の事故防止のため、利用児童の心身の状態等を踏まえ、事業実施施設の安全点検に取り組み、安全確保の観点から保育環境の整備について適切に対応するとともに、事故・緊急時対応マニュアルを作成すること。
- ②災害や不審者からの被害など不測の事態に備え、緊急時の連絡網を作成し、日頃から避難経路を確認するとともに、避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること。
- ③利用者及び他の連携する機関との緊急時の連絡体制を整えること。
- ④保育中の体調不良、傷病及び傷害等が発生した場合に備え、嘱託医等の配置等必要な体制を整えること。
- ⑤事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入することにより、補償の体制整備を図ること。

(5) 利用者への対応

- ①利用者との連携においては、日々の利用児童の状況を的確に把握するとともに、利用者と保育士等で日常の利用児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
- ②保育士の保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談等の利用者への支援を通して利用者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。
- ③利用者に不適切な養育等が疑われる場合には、速やかに市や関係機関に通報するとともに、連携し適切な対応を図ること。
- ④利用者からの苦情を受け付ける窓口を設置するとともに、苦情処理マニュアルを作成すること。

(6) 地域との関わり

事業実施施設の近隣住民や所有者等に、工事施工時の騒音、安全対策、保育の実施内容・整備計画等について事前及び決定後に適切に説明するよう努め、近隣住民等の理解(場合によっては了承)を得ること。また、利用者の送迎に対応するための駐車スペースを適切に確保すること。

(7) 連携施設について

事業実施までに、保育内容の支援及び3歳以降の受け入れを担う連携施設(保育園、一時預かりを実施する幼稚園など)を確保すること。また、卒園後の受け入れなど公立保育園との連携を希望する場合は、子ども家庭部保育課と相談すること。

連携施設の役割	具体的内容
保育内容の支援	給食の提供、嘱託医による健康診断、屋外遊戯場の利用、合同保育、後方支援、行事参加など
卒園後の受け入れ	小規模保育事業所卒園後の保育の継続を担う受け入れ施設

(8) 運営に関すること

- ①児童を保育するにあたって知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らしてはならない。その職を辞した後もまた同様とする。
- ②この事業に関する収支の状況を明らかにする帳簿その他を整備し、適正な会計管理に努めること。また、一宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年一宮市条例第30号）第50条により準用される同条例第33条の規定を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、小規模保育事業を経営する事業に係る区分を設けること。

7 開所に係る補助金について

小規模保育事業所の開所に必要な経費については、予算の範囲内において、補助金を交付します。なお、開所に必要な経費は補助基準内において実績の4分の1は自己負担となります。補助対象以外の経費や、補助対象項目のうち補助基準額以上のものについても、自己負担となります。

ただし、2ページ「3 募集地域」のうち特に開所が望まれる区域（妙興寺駅周辺、今伊勢・石刀駅周辺、木曾川町連区）に開所する施設には、契約から開所までの賃借料と礼金について上乗せで補助し、令和4年度末までの賃借料（建物とは別に契約する駐車場等に係る賃借料を除く）について、地域型保育給付の賃借料加算では不足する部分の一部を、予算の範囲内で補助する予定です。

(1) 補助対象項目及び補助基準額、補助率

項目	内容	補助基準額・補助率
①改修費等	賃貸物件を活用し保育室等を設置するための改修費等（外構工事を除く）。また、改修に関連し保育に必要な備品等の購入費を含む。	補助基準額 2,200 万円 補助率 3/4 ※特に開所が望まれる区域に開所する施設には、②賃借料と③礼金の上乗せ補助あり
②賃借料	家賃	
③礼金	事業所の賃借における礼金。 敷金・保証金は含まない。	

※国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく補助を予定しておりますが、現段階で令和4年度の補助内容が未確定であり、場合によっては補助対象項目、補助基準額、補助率等が変更になる可能性があります。

※当補助金以外に、国や県から施設の整備・運営に関し補助等を受けている場合、当補助金の対象外となる場合があります。

※補助申請額が予算を超えた場合、補助金を減額することがあります。

※事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める

期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
※補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

(2) 施設改修の留意点

- ①原則として、一宮市又は愛知県入札参加資格者名簿（建設工事）に登録している事業者の中から施工業者を選ぶこと。
- ②改修費が500万円以上の事業については事業者による一般競争入札により、改修費が130万円を超える事業については事業者による指名競争入札又は一般競争入札により施工業者を決定すること。改修費が130万円以下の事業については、2者以上の見積もり合わせにより施工業者を決定すること。なお、改修費の補助を受けない場合は、この限りでない。
- ③公告等も含め、入札の執行については事業者自身で行うこと。
- ④入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すことがあります。
- ⑤小規模保育事業を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が必要となる場合があります。

(3) 補助金の支払い

補助事業完了後、速やかに完了報告書を提出すること。補助金は、交付金額の確定後、請求から30日以内に支払います。

8 給付費について

本事業に対しては、地域型保育給付が支給されます。実際に市から支給される給付費は、国が定める公定価格から、保護者の負担能力に応じた利用者負担額を控除した額となります。

【参考】

内閣府ウェブサイト

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/jigyousya.html>

9 公募の手続き

(1) 受付期間

令和4年3月25日（金）から4月28日（木）まで（土・日曜日、祝日を除く）の午前9時から午後5時まで。ただし、応募施設数が募集施設数を下回る場合など、応募受付期間を延長する場合があります。

(2) 公募要項及び申請書類等入手方法

市ウェブサイトからダウンロードしてください。申請書類は別紙2「一宮市小規模

保育事業A型 公募申請提出書類一覧」のとおり。

(3) 提出方法

- ①提出していただく申請書類等は事前に内容確認を行いますので、あらかじめ電話予約をしていただき、4月11日(月)から15日(金)の間に来庁してください。
- ②事前の内容確認後、正本1部、副本8部(コピー可)を一宮市子ども家庭部保育課へ持参してください。

(4) 提出書類について

- ①A4版で作成し、別紙2を添えて提出してください。
- ②書類番号を記載したインデックスを添付してください。
- ③申請に要する経費はすべて申請者の負担とします。
- ④すべての提出書類は、一宮市情報公開条例(平成12年一宮市条例第33号)に基づき、行政文書として情報公開の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします(ただし、法人・個人に不利益を与えると認められる部分は非公開)。
- ⑤受付期間後は本市から指示があった場合を除き、提出書類の差し替え又は再提出は認めません。また、提出書類は返却しません。
- ⑥提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、補助金を支給しない場合があります。

(5) 公募に関する質問の受け付け及び回答

- ①応募にあたり質問がある場合は、軽微な場合を除き、別紙3「小規模保育事業公募に関する質問票」により行うこと。ただし、審査内容や評価項目等に関する質問については回答しません。
- ②応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、市ウェブサイトに掲載することがあります。市ウェブサイトについては定期的に確認をしてください。市ウェブサイト記載事項を確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません。

10 事業者の選定

(1) 選定方法

一宮市地域型保育事業者選定委員会において書類審査を実施し、応募条件に合致するかどうか判断を行い、事業者を選定します。また、審査にあたり、事業者の代表者等にプレゼンテーション(15分以内)及びヒアリング(20分程度)を実施します。
※募集施設数を超えない場合においても、審査の結果「該当なし」とする場合があります。

(2) 選定基準

提案内容に基づき、別紙4「一宮市小規模保育事業者選定基準表」に基づき選定を行います。

(3) 選定結果と公表

事業実施者の決定は、令和4年5月下旬を予定しており、選定結果は応募法人等に文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。決定法人名等については、市ウェブサイトで公表します。

11 スケジュール（予定）

令和4年3月24日（木） 募集要項公開

3月25日（金）～4月28日（木） 応募受付期間（締切厳守）

・4月4日（月） 質問の受付締切

・4月11日（月）～15日（金） 申請書類等事前内容確認

5月中旬 事業者選定（ヒアリング等）

5月下旬 選定結果通知

10月1日（土） 開所

※新型コロナウイルス感染症の状況により、内容が変更になる可能性があります。

【提出先・問い合わせ】

一宮市子ども家庭部保育課 入所グループ

〒491-8501

一宮市本町2-5-6

一宮市役所 本庁舎 9階

電話番号 0586-28-9024（直通）

ファクス 0586-73-9123

Eメール hoiku@city.ichinomiya.lg.jp

(別紙 1)

乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋

		外階段
--	--	-----

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(別紙2)

一宮市小規模保育事業A型 公募申請提出書類一覧

番号	内 容	指定の書式	チェック
1	小規模保育事業 公募申請書	○	
2	施設等の概要調書	○	
3	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合）		
4	現在運営している施設または事業に関する資料（パンフレットなど概要が分かるもの）		
5	直近3年分の法人の決算書類 （財産目録・貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書など） ※個人の場合は、直近3年分の確定申告書の写しまたは所得証明書		
6	（法人の場合） 法人税と消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（税務署で取得「その3の3」） 法人都道府県民税及び法人事業税について未納がないことの証明書 法人市区町村民税について未納がないことの証明書 （個人の場合） 所得税と消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書（税務署で取得「その3の2」） 個人住民税について未納がないことの証明書		
7	法人理事・役員・評議員等一覧（法人の場合）	○	
8	経営者一覧表（個人の場合）	○	
9	保育業務従事職員名簿	○	
10	施設長の履歴書	○	
11	職員の履歴書	○	
12	各室面積表	○	
13	小規模保育事業年間収支予算書	○	
14	誓約書	○	
15	開設までのスケジュール	○	
16	資金計画書	○	
17	自己資金内訳書	○	
18	事業を実施する施設が法人の所有または取得見込み、もしくは長期使用が可能であることを証する書類（不動産登記事項証明書（土地及び建物）、寄附・贈与契約（確約）書、売買契約（確約）書、建物賃借に係る契約条件証明書（参考様式あり）など）	一部○	
19	連携施設に関する支援内容計画書	○	
20	小規模保育事業連携施設に関する支援確約書	○	
21	嘱託医（歯科医を含む）との契約書の写し		
22	土地及び建物の登記簿謄本（登記事項全部証明書）		
23	小規模保育施設設置予定位置図	○	
24	平面図（各室の用途及び面積が分かるもの）		
25	建物の建築確認済証及び検査済証の写し（紛失している場合は確認台帳記載事項証明書でも代替可能。昭和56年5月31日以前に完成した建物の場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済み等を証する書類も必要）。なお、検査済証の交付を受けていない建物での事業の実施は不可とする。		
26	事業実施者が現に運営している施設についての、直近の監査・実地指導の結果通知、改善報告の写し		

(別紙3)

小規模保育事業公募に関する質問票

年 月 日

(あて先) 一宮市子ども家庭部保育課

所在地
法人名
代表者職氏名
担当者名
電話番号

一宮市小規模保育事業A型の公募について、以下の質問をします。

項目	
内容	

※質問は1項目につき1枚とし、簡潔にまとめてください。また、質問票は令和4年4月4日(月)午後5時までにファクス又はEメールで送付してください。

【提出先】

一宮市子ども家庭部保育課 入所グループ
電話番号 0586-28-9024(直通)、ファクス 0586-73-9123
Eメール hoiku@city.ichinomiya.lg.jp

(別紙4)

一宮市小規模保育事業者選定基準表

審査項目	審査事項	配点	合計
事業者の基本方針	事業者の概要及び小規模保育事業運営の基本理念	5	5
経営の安定性	事業者の現在における経営状態	5	25
	事業の継続性	5	
	職員の人材確保のための方策	5	
	職員に対する研修及び人材育成に対する考え方	5	
	本市又は他市での保育所等の実績	5	
計画の妥当性	事業開始までのスケジュールの妥当性	5	15
	年間収支計算書の妥当性	5	
	認可定員設定の妥当性	5	
事業の運営方針	施設長について	5	35
	保育の方針について	5	
	職員配置について	5	
	施設の衛生管理及び児童の日々の健康管理について	5	
	事故防止等の安全対策	5	
	連携施設について	5	
	要望、苦情に対する対応	5	
食事の提供	食育・食物アレルギー対応について	5	5
事業の運営施設	特に開所が望まれる区域かどうか(妙興寺駅周辺、今伊勢・石刀駅周辺、木曾川町連区)	10	15
	乳児室・保育室等について	5	
合 計		100	